シブトリン（防汚方法として使用されるものに限る。）	塗料が充分に乾燥した状態において○・一パーセント以下（容器から試料を採取した場合にあっては、○・○二パーセント以下）
（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二十六日から施行する。

○農林水産省告示第九百七十号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の(1)のシ及びス並びに別表第２の２の規定に基づき、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成十四年農林水産省告示第千七百八十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（確認の申請） **第二条**　（略） ２　前項の申請書には、別記第一、別記第二又は別記第三に掲げる書類を添付しなければならない。 **別記第一**（第二条第二項関係） 飼料が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物（微生物を除く。）を含む場合に係る確認の申請書に添付する書類 （削る） （削る） （削る）	（確認の申請） **第二条**　（略） ２　前項の申請書には、別記第一又は別記第二に掲げる書類を添付しなければならない。 **別記第一**（第二条第二項関係） 飼料が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を含む場合に係る確認の申請書に添付する書類 一　生産物の既存のものとの同等性に関する資料 1　遺伝的素材に関する資料 2　家畜等の安全な飼養経験に関する資料 3　飼料の構成成分等に関する資料 4　既存種と新品種との使用方法の相違に関する資料 二　組換え体（組換えＤＮＡを含む宿主（組換えＤＮＡ技術において、ＤＮＡが移入される生細胞及び個体をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の利用目的及び利用方法に関する資料 三　宿主に関する資料 1　学名、品種、系統名等の分類学上の位置付けに関する資料 2　遺伝的先祖に関する資料 3　有害生理活性物質の生産に関する資料 4　寄生性及び定着性に関する資料